

Q ■ どのような人が利用できるのでしょうか。

A ■ 犯罪被害に遭われた方、ご家族及びそれに準ずる方

- 犯罪の種別は問いません。
- 犯人が判明しているか、警察の捜査が開始されているか、起訴されているかは問いません。
- 被害者と加害者とは、夫婦、親子、職場の同僚など特別な関係にある場合でもかまいません。

Q ■ 弁護士からどのような支援が受けられるのでしょうか。

A ■ ○ 相談

捜査・刑事裁判手続や被害者の立場から取り得る法的手段について、ご説明します。

○ 情報収集

被害者連絡制度を通じて、捜査機関や裁判所に対し、捜査の経過状況、起訴・不起訴の処分結果、起訴された裁判所、裁判の日時場所等の問い合わせをします。また、裁判傍聴券の手配をします。

○ 告訴・告発

警察に提出する被害届、告発状、告訴状等を作成します。

○ 付添

警察署、検察庁、裁判所に出頭される際に弁護士が付き添います。

○ 検察審査会への申立て

検察官の不当な不起訴処分について、検察審査会に審査を求める旨の申し立てをします。

○ 示談交渉

加害者から示談の申入れがあった場合、その対応や示談金額等の交渉をします。

○ 損害賠償請求訴訟手続等

加害者に対し、損害賠償金の支払いを請求します。

○ 犯罪被害者等給付金支給の申請

犯罪被害給付制度に基づき、国に対し、給付金の支給を申請します。

○ マスコミへの対応

マスコミの取材に対し、弁護士が代理人として対応します。



丸ノ内線 霞ヶ関駅 B1b出口直通  
日比谷線 霞ヶ関駅 A1出口徒歩2分  
千代田線 霞ヶ関駅 C1出口徒歩3分  
有楽町線 桜田門駅 5番出口徒歩5分

東京弁護士会

TEL 03(3581)2201(代)

第一東京弁護士会

TEL 03(3595)8585(代)

第二東京弁護士会

TEL 03(3581)2255(代)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 (弁護士会館内)

# 弁護士の 犯罪被害者支援

# VOICES

Support Organization  
for Sufferers

平成19年4月1日から電話相談の電話番号が  
統一されました。

# 弁護士の犯罪被害者支援

## 相談の内容

犯罪によって被害を受けた方の相談が対象です。犯罪の種類は、殺人、強盗、傷害、暴行などの刑法犯に限られません。性犯罪、ドメスティックバイオレンス、ストーカーなどの事案についてもご相談ください。弁護士に相談すべきかどうか迷うような内容でも結構です。ご相談内容の秘密は厳守されますのでご安心ください。

犯罪の被害者の方にとっては、一本の電話をかけることさえ大きな勇気が要ることと思いますが、少しでも落ち着いた時間がありましたら、一度ご相談ください。

## 相談の方法

### 【電話相談】

東京の3つの弁護士会が共同して、被害者の方からの電話相談を行っています。弁護士が、直接、被害者の方からのお電話に対応し、初回に限り無料となっております。

相談受付電話番号と受付時間は、下記のとおりです。

### 【面接相談】

電話相談の後、必要に応じて面接相談を行います。面接時間は約1時間で、初回に限り無料です。2回目以降は有料 [30分につき5,250円(税込)]となります。

## 具体的な支援

相談の後、ご相談者からの依頼を受けて、弁護士が、告訴、交渉、情報収集などの具体的な支援活動を行う場合は、有料となります。弁護士費用の金額については支援の種類、程度などによって異なりますので、相談担当弁護士にお問合せください。

また、弁護士費用の負担が困難な方は、経済的援助の諸制度がありますので、相談担当弁護士にご相談ください。

◆  
弁護士が、犯罪の被害に遭われた方をサポートし、一緒に考え、行動します。おひとりでお悩み、まずはご相談ください。



## 電話相談のご案内

電話相談は、下記の時間に受け付けております。受付時間をご確認の上、おかけください。

〈記載内容は平成19年4月1日現在のものです。電話番号が変更になることがありますので、電話がかからない場合には裏面の各弁護士会の代表番号にお問い合わせください。〉

東京弁護士会

◆犯罪被害者支援センター◆

第一東京弁護士会

◆犯罪被害者のための弁護士ネットワーク◆

第二東京弁護士会

◆犯罪被害者支援センター◆

午前11時から午後4時まで

TEL 03-3581-6666

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は実施していません。